

免許資格等就業制限に係る業務について

免許資格に関して「よくある質問」の一つに、「昭和50年代に取得したクレーン免許所持者の玉掛け業務への就業可否」があります。

昭和22年労働基準法施行直後は、5種の免許だけであったものが、昭和47年に労働安全衛生法が施行されたこともあって、免許・技能講習の種類も増えております。

また、当初就業可能であった免許資格も規制強化等により就業範囲が狭められておりますが、免許等の交付時期によっては、経過措置により就業可能な業務もありますので、次表の免許等の交付時期、就業可能な業務の種類をご確認のうえ適切に対応願います。

1 免許等交付期間別、就業範囲一覧

免許等の種類	免許等交付期間	就業可能な業務の種類
起重機運転士免許	昭和 22.11.1～昭和 37.10.31	クレーンの運転 移動式クレーンの運転 デリックの運転 玉掛け作業 揚貨装置の運転
クレーン運転士免許	昭和 37.11.1～昭和 46.8.31	クレーンの運転 移動式クレーンの運転 玉掛け作業
	昭和 46.9.1～昭和 53.9.30	クレーンの運転 玉掛け作業
	昭和 53.10.1～平成 18.3.31	クレーンの運転
クレーン運転士床上運転式クレーン限定免許	平成 10.3.31～平成 18.3.31	床上運転式クレーンの運転
床上操作式クレーン運転技能講習修了 (床上操作式クレーン運転技能特例講習)	平成 2.10.1～ (平成 2.10.1～平成 4.9.30)	運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転
移動式クレーン運転士免許	昭和 46.9.1～昭和 53.9.30	移動式クレーンの運転 玉掛け作業
	昭和 53.10.1～	移動式クレーンの運転
小型移動式クレーン運転技能講習修了 (小型移動式クレーン運転技能特例講習)	平成 2.10.1～ (平成 2.10.1～平成 4.9.30)	つり上げ荷重5ト未満の小型移動式クレーンの運転
デリック運転士免許	昭和 37.11.1～昭和 53.9.30	デリックの運転 玉掛け作業
	昭和 53.10.1～平成 18.3.31	デリックの運転
クレーン・デリック運転士免許	平成 18.4.1～	クレーン・デリックの運転
クレーン・デリック運転士クレーン限定免許	平成 18.4.1～	クレーンの運転
クレーン・デリック運転士床上運転式クレーン限定免許	平成 18.4.1～	床上運転式クレーンの運転
揚貨装置運転士免許	昭和 37.11.1～昭和 53.9.30	揚貨装置の運転 玉掛け作業
	昭和 53.10.1～平成 18.3.31	揚貨装置の運転
玉掛技能講習修了	昭和 37.11.1～平成 16.3.31	玉掛け作業
玉掛け技能講習修了	平成 16.4.1～	

免許等の種類	免許等交付期間	就業可能な業務の種類
ホークリフト運転技能講習修了	昭和 43.4.1～昭和 47.9.30	フォークリフトの運転
フォークリフト運転技能講習修了 (フォークリフト運転技能特例講習)	昭和 47.10.1～ (昭和 47.10.1～昭和 49.9.30)	
ショベルローダー等運転技能講習修了 (ショベルローダー等運転技能特例講習)	昭和 53.1.1～ (昭和 53.1.1～昭和 53.12.31)	ショベルローダー及びフォークローダーの運転
車両系建設機械運転技能講習修了 (車両系建設機械運転技能特例講習)	昭和 47.10.1～昭和 52.12.31 (昭和 47.10.1～昭和 49.9.30)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了	昭和 53.1.1～	
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了 (車両系建設機械(基礎工事用)運転技能特例講習)	昭和 53.1.1～ (昭和 53.1.1～昭和 53.12.31)	車両系建設機械(基礎工事用)の運転
車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了 (車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習)	平成 2.10.1～ (平成 2.10.1～平成 4.9.30)	車両系建設機械(解体用)の運転
不整地運搬車運転技能講習修了 (不整地運搬車運転技能特例講習)	平成 2.10.1～ (平成 2.10.1～平成 4.9.30)	不整地運搬車の運転
高所作業車運転技能講習修了 (高所作業車運転技能特例講習)	平成 2.10.1～ (平成 2.10.1～平成 4.9.30)	高所作業車の運転
特級、一級、二級汽罐士免許	昭和 22.11.1～昭和 34.3.31	ボイラーの取扱いの業務
特級、一級、二級ボイラ技士免許	昭和 34.4.1～昭和 47.9.30	
特級、一級、二級ボイラー技士免許	昭和 47.10.1～	
ボイラ取扱講習修了	昭和 46.7.1～昭和 47.9.30	伝熱面積が 3 m ² 以下の蒸気ボイラー 14 m ² 以下の温水ボイラー 30 m ² 以下の貫流ボイラー 等の取扱いの業務
ボイラー取扱技能講習修了	昭和 47.10.1～	ボイラー、第一種圧力容器の溶接
特別ボイラー溶接士免許	昭和 22.11.1～	
普通ボイラー溶接士免許	昭和 22.11.1～	溶接部の厚さが 25 mm 以下又は管台等を取付ける場合のボイラー、第一種圧力容器の溶接
ボイラー整備士免許	昭和 47.7.1～	ボイラー、第一種圧力容器の整備
アセチレン溶接士免許	昭和 22.11.1～昭和 46.6.30	ガス溶接、溶断、加熱の業務
アセチレン溶接主任者免許	昭和 46.7.1～昭和 47.9.30	
ガス溶接作業主任者免許	昭和 47.10.1～	
ガス溶接技能講習修了	昭和 42.4.1～	電気発破の業務 導火線発破の業務
電気発破技士免許	昭和 34.10.1～昭和 46.3.31	
導火線発破技士免許		昭和 46.7.1～
発破技士免許	昭和 46.7.1～	発破の業務
潜水士免許	昭和 36.5.1～	潜水器を用いて水中において行う業務

2 免許・技能講習の変遷

就業制限にかかる免許・技能講習の変遷は次のとおりです。

① 労働安全衛生法制定以前

昭和22年労働基準法施行直後の就業制限にかかる資格は「汽罐士免許」「汽缶溶接士免許」「起重機運転士免許」「アセチレン溶接士免許」「映写技術者免許」だけで技能講習の制度はありませんでした。

なお、汽罐士免許は昭和10年の汽罐取締令施行により既に戦前から誕生しています。

特級、一級、二級汽罐士、起重機運転士、アセチレン溶接士免許については、昭和27年労働基準法の改正により、有効期間が5年とされましたが、昭和34年の法改正により更新制度が廃止され、昭和34年8月1日現在有効な免許は以後更新手続きを要しないことになりました。

昭和34年の「ボイラ及び圧力容器安全規則」施行により汽罐士、汽缶溶接士は「ボイラ技士免許」「ボイラ溶接士免許」にそれぞれ名を変え、昭和37年「集材架線技士免許」「運材架線技士免許」が新たに誕生しました。

昭和37年の「クレーン等安全規則」施行により起重機運転士免許が「クレーン運転士免許」に名を変えるとともに「デリック運転士免許」と「揚貨装置運転士免許」が新たに誕生しています。

一方、「映写技術者免許」は1級、2級甲・乙の3種に分かれていましたが、可燃性フィルムの著しい減少により昭和37年には「映写技術者免許」は廃止されました。

昭和46年には、クレーンから移動式クレーンが分離する形で、「移動式クレーン運転士免許」が誕生、また、アセチレン溶接士免許は「アセチレン溶接主任者免許」となって作業主任者免許に移行し、林業架線に係る資格も集材架線技士免許と運材架線技士免許に分かれていたものが、統合されて単に「林業架線技士免許」となりました。

講習免許関係では昭和34年の「電気発破技士（講習免許）」及び「導火線発破技士（講習免許）」に始まり、さらに、昭和36年の「潜水士（講習免許）」、昭和37年に「玉掛技能講習」、昭和42年に「ガス溶接技能講習」、昭和43年に「ホークリフト運転技能講習」、昭和46年には「ボイラ取扱講習」と「ボイラ整備士（講習免許）」が制度化されています。

なお、昭和46年には電気発破技士（講習免許）と導火線発破技士（講習免許）が統合されて「発破技士免許」となっています。

② 労働安全衛生法制定時

昭和47年、労働安全衛生法施行時に、ボイラから「ボイラー」に名称を変更の上、ボイラ整備士（講習免許）が「ボイラー整備士免許」に、潜水士（講習免許）が「潜水士免許」に移行しています。

また、ホークリフトが「フォークリフト」に改められ、「車両系建設機械運転技能講習」が誕生する一方、林業架線技士は「林業架線作業主任者免許」に移行しています。

③ 労働安全衛生法制定以降

昭和53年に「ショベルローダー等運転技能講習」「車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習」及び「車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習」が誕生し、従来の車両系建設機械運転技能講習は車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習にみなされることになりました。

「ボイラー溶接士免許」の有効期間は、昭和22年労働基準法施行以来1年更新でしたが、昭和63年のボイラー及び圧力容器安全規則改正により平成元年以降有効期間は1年から2年に延長されています。

平成2年に「床上操作式クレーン」「小型移動式クレーン」「車両系建設機械（解体用）」「不整地運搬車」及び「高所作業車」の各運転技能講習が誕生し、平成10年には「クレーン運転士床上運転式クレーン限定免許」が誕生しました。

平成16年には用語の見直しが行われ、玉掛技能講習が「玉掛け技能講習」に変わっています。

平成18年には、クレーン運転士免許とデリック運転士免許が統合の上、「クレーン・デリック運転士免許」に改められ、なお、クレーン運転だけに限定した「クレーン・デリック運転士クレーン限定免許」が誕生し、また、平成10年誕生の床上運転式クレーン限定免許は「クレーン・デリック運転士床上運転式クレーン限定免許」に改められました、この結果、限定免許は2種存在することになります。